

会 議 録

会議の名称	和泉市個人情報保護審査会
開催日時	平成27年11月16日（月） 午前9時30分から午前11時00分まで
開催場所	和泉市役所1号館3階会議室
出席者	・個人情報保護審査会委員 松田委員、寺田委員、伊藤委員、久米川委員、的場委員 ・実施機関（市長公室政策企画室） 佐々木課長、秦総括主幹、門林総括主査 ・事務局職員（総務部総務管財室） 山本部長、土本室長、藤原課長、高垣総括主査、柿花主事
会議の議題	1 会長の選出について 2 番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について（報告） 3 番号法に基づく特定個人情報保護評価について（報告） 4 和泉市個人情報保護条例の一部改正について（報告）
会議の要旨	・所管課及び事務局から案件の説明を受け、質疑応答を行った。 ・以下の案件に対して、意見具申を市長へ提出するものとした。 1 番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について（報告）
会議録の作成方法	☐ 全文記録 ☒ 要点記録
記録内容の確認方法	☐ 会議の議長の確認を得ている ☒ 出席した委員全員の確認を得ている ☐ その他（ ）
その他の必要事項	会議公開（傍聴者なし）

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）
1 会長の選出について 委員の互選により、松田委員を会長に選出した。
2 番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

(報告)

資料に基づいて、政策企画室から説明を行った。

- ・平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）が公布され、住民票を有する全ての方に12桁の個人番号（マイナンバー）が付番される。国、地方公共団体において、このマイナンバーを利用して「社会保障」「税」「防災」の行政手続で個人情報の照会や提供を行うようになる。
- ・地方公共団体等は、全ての事務で無制限にマイナンバーを利用できるわけではなく、法律で定められた事務に限ってのみマイナンバー等を利用することができる。
ただし、番号法では、「福祉、保健、医療等の社会保障、地方税、防災」に関する事務については、各地方公共団体において条例を制定することにより、マイナンバーの利用等ができることとされている。
- ・本市においても、市民の利便性の向上や行政の効率化に繋がると考えられる事務及びマイナンバーの利用等が不可欠な事務について、マイナンバーの利用等を行うため次のとおり条例を定めることを報告する。

委員 別表第1は全部で8項目あるが、例えばどういうことなのか、1つを例にあげて説明してもらいたい。

政策企画 例えば、外国人の生活保護について説明すると、日本人の生活保護については番号法の別表で規定されているので条例化の必要はないが、外国人の場合は、日本人と同じような扱いをするよう国から通知が出されており、その通知に基づいて事務を行っているもので、番号法ではマイナンバーの利用が認められていないため、条例でマイナンバーを利用するということを規定している。

委員 生活保護を受けている日本人に関しては、番号法で規定されているが、外国人が生活保護を受けている場合は、番号法で規定がないから条例でカバーしようということか。

政策企画 そのとおりである。

委員 別表の事務の欄のどの項目にも「規則で定める」とあるが、この場合の規則とは何の規則か。

政策企画 この条例の施行規則である。現在作成中であり、別表第1の1の外国人の生活保護の措置に関する事務で規則で定める情報とは、住所、氏名、委任情報であるということの規定する。

委員 具体的にどのような事務に関してマイナンバーを使用するかということが条例では見えてこないが、規則で定めてもよいのか。今までであれば、生活保護は生活保護法に基づいて、住民票を出して手続をしていたと思うが、これからはマイナンバーを書いてもらい住民票をとって、本人確認をするということか。

政策企画 今までであれば、生活保護を申請した段階で行政側で住民票を調べていたが、生

活保護を申請するときにマイナンバーを書くことになった。日本人であれば、マイナンバーを使うことは番号法で認められているが、外国人に関しては、マイナンバーを使用するかどうかは市の判断に委ねられており、和泉市では外国人についても日本人と同じ運用をするため、独自でマイナンバーを利用することとなるので、条例で規定している。

委員 外国人が永住資格を認められることによってマイナンバーは交付されるのか。

政策企画 外国人登録がなくなったため、住民基本台帳に登録されている人にはすべてマイナンバーが交付される。

委員 結局日本人も外国人も関係なく、生活保護にはマイナンバーを使うということか。

政策企画 外国人についても番号法で規定があればよかったが、ないので市で条例で定める。日本人も外国人もマイナンバーを使う。

委員 市としては別表第1に載っている事務について、独自に条例を作ってマイナンバーを利用したいということだが、例えば6番の私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務というのはどういうものか。

政策企画 別表第1の2番から8番までについてはマイナンバーの利用目的の内容は同じである。今までは、転入してきた人が補助金を受けるために所得証明書を本人に持参してもらっていたが、マイナンバーの制度が始まり、情報提供ネットワークという国のシステムを通じて、所得情報を取ってくる事が出来るようになる。本人が所得証明書を持って来る代わりに、補助金を申請するときにマイナンバーを書いてもらい、マイナンバーを基に所得を調べることになる。本人の手間を簡素化する目的で2番から8番に関して条例に規定している。

委員 別表第1の8つの事務については、市としてはマイナンバー利用の方が簡便であるということだが、こういった事務の抽出はどのようにしたのか。

政策企画 庁内の関係部署に照会をかけ、ヒアリングを行って決めた。他市では、転入した場合でも所得証明がいらぬのに、和泉市では何故持って来ないといけないのかというようにならないよう、他の自治体への照会も行った。マイナンバーを扱う件数を含めて担当部署と調整した。

委員 これからマイナンバーを使う事務が増える可能性も無いわけではないが、そのためには条例改正が必要ということか。

政策企画 そのとおりである。

委員 別表第2はどのように見ればいいのか。

政策企画 中欄にある事務をするにあたって、右欄にある特定個人情報を使うことができるということを掲げている。

委員 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務に関して、外国人の生活保護に関する特定個人情報が使えるとあるが、その二つがどう結びつくのかがわからないのだが。

政策企画 別表第2の1の福祉サービスを提供するにあたり、本人の医療費の限度額や減免をするときに、生活保護を受給しているかどうかによって、料金や負担額が変わってくるため、条例で規定して生活保護の情報を庁内連携により見られるようにした。

政策企画 補足すると、身体障害者福祉法による事務は番号法で認められているが、情報をやりとりできるという項目が法の中では限られている。市では現状本人の同意をもらった上で生活保護の情報についても連携をしており、番号法にはその規定がないため、その部分を補足するため条例に規定している。現在行っている事務の情報連携の中で、マイナンバーを使う事務について条例に規定した。

委員 別表第3は、市長部局から教育委員会へ情報提供するということか。別表第2と何が違うのか。

政策企画 別表第2と3の違いは執行機関の違いであり、別表2は市長部局単独で市長部局内部でやり取りをするが、別表第3は市長部局と教育委員会との間でやり取りをする。市の中でやり取りをすることにはかわりはないが、執行機関が違うということで別出しをしている。こども部が教育委員会に移り、保育の事務が教育委員会の事務に委任されているが、今までどおり市長の権限でやっている事務もあり、どちらも情報連携するため、特定個人情報の提供ということで別表第3に記載している。

委員 住民票関連情報であって規則で定めるものとしているが、これはどのような情報か。

政策企画 住所、氏名等の基本的な情報になるかと思う。

委員 規則に委任することは仕方がないと思うが、その規則のチェックを誰が行うのが疑問である。

政策企画 規則に委任することを予定している事務は、申請や更新手続等の必要最少限度の事務に限るということで考えている。

委員 規則に委任する事務は必要最少限度にとどめておいてもらうよう要望する。

3 番号法に基づく特定個人情報保護評価について（報告）

資料に基づいて、事務局から説明を行った。

- ・番号法第27条の規定に基づき、平成27年度の特定個人情報保護評価を実施したので、報告する。

委員 今回の評価対象事務のうち、変更した点を報告するのか。

事務局 前回、平成26年10月から11月頃にかけて1回目の特定個人情報保護評価を行い、その結果について今年の2月に報告を行った。毎年評価の見直しを行うということが特定個人情報保護委員会規則で定められているため、今回各課に照会し、回答したもらったものをまとめて報告する。

委員 4の昨年度からの追加・変更のところに、「和泉市行政手続における特定の個人

を識別するための番号の利用等に関する法律に基づくマイナンバーの利用等の条例」別表第1の事務とあるが、この条例はまだ（案）の段階であるのに、条例の別表第1の事務について評価対象外とするのはおかしい感じがするが。

事務局 表現について検討する。評価対象になるかどうか、しきい値の判定をしたところ、評価対象にならないという結論になった。

委員 審査会では、前回からの変更点の報告を受ける形でよいのか。番号法における本審査会の役割はどのようなものか。

事務局 番号法では、個人情報保護評価の手続の一環として、第三者機関の意見を聴くこととされているが、そちらについては全項目評価といわれる30万人以上のマイナンバーの情報をもっている場合のみ、義務づけられるものである。市の保有するマイナンバーの情報はすべて30万人未満の情報であるので、番号法で義務付けられている意見聴取は必要ではないが、その代わり変更点や追加した事務等を審査会に報告するという形にしている。

4 和泉市個人情報保護条例の一部改正について（報告）

資料に基づいて、事務局から説明を行った。

- ・行政不服審査法が改正されたことにより、和泉市個人情報保護条例もあわせて改正する。
- ・主な改正点は、審理員の適用除外、口頭意見陳述手続の整備、審査会機能の明確化の規定を置いたことであり、施行日は法と同日の平成28年4月1日の予定である。

委員 審査会の機能の規定がかなり多く追加されているが、今まで規定がなかったのか。

事務局 情報公開条例は平成22年に審査会の規定を追加したが、個人情報保護条例のほうには規定がなかったので、今回行政不服審査法に関する改正点と同時に改正する。

委員 開示決定について不服申立てが出て、審査会で審査したことがあったか。

事務局 過去に何件かあったが、最近は不服申立てが出ていない。

委員 今回法改正に伴い、8つの条例改正をするということだが、情報公開条例と個人情報保護条例について行政不服審査会で諮問しないとすれば、他の6つの条例については、行政不服審査会に諮問するような審査請求が出る内容のものではないと思うが。

事務局 行政不服審査会で審査する案件は、今回改正する6条例に限っていない。昨年度であれば、障がい者手帳の交付や保育料の決定に関する異議申立てがあったが、こういったものを行政不服審査会で審査してもらうことになる。

委員 今まで、こういった処分の審査請求はどうしていたのか。

事務局 行政処分を行った部署がその処分に対する不服申立ての審査をしていた。

委 員 和泉市の不服申立てはかなりあるのか。

事 務 局 昨年度は5件と聞いている。障がいや保育といった福祉関係が多い。

委 員 今回、情報公開と個人情報公開に対する審査請求については、今までどおり情報公開審査会と個人情報保護審査会で審査し、新たに行政不服審査会も作る。どういった理由でそうなったのか。

事 務 局 行政不服審査会ができた意味として、今までの異議申立てが、処分庁と審査請求人の中でのやりとりで完結していたものが、行政不服審査会の委員という外部の目を通すということがあると思う。法の中で、今すでに審査請求に関して外部の目を通す機関があるものについては、行政不服審査会の適用除外としていいという規定があるため、情報公開審査会と個人情報保護審査会においてはすでに外部の委員の目を通して開示の決定等が正しかったかどうか審査してもらえるので、行政不服審査会の適用除外にしている。

委 員 審査会は60日以内に答申をしなければならないというのがとてもしんどいと思うが。

事 務 局 努力義務となっている。委員や審査請求人の調整がつかない場合はやむを得ないと考えている。

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明するために、ここに署名する。